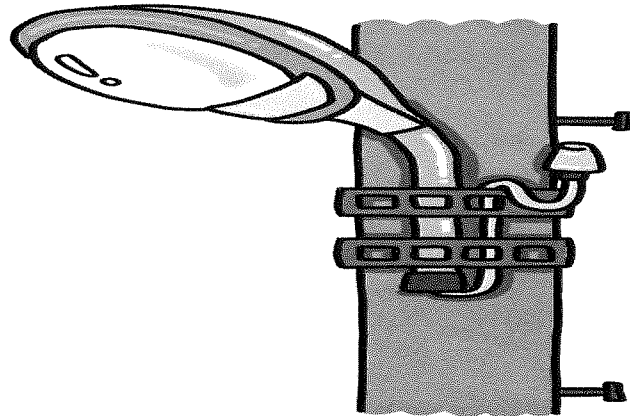


令和 8 年度

定期総会議案書



とき 令和8年5月23日(土) 午後2時

ところ コスモス会館

石狩市花川南4条2丁目 131

花川南街路灯組合

定期総会次第

1. 資格審査報告
2. 開会のことば
3. 理事長挨拶
4. 感謝状贈呈
5. 議長選出・挨拶
6. 総会書記選出
7. 議事録署名人選出
8. 議 事

議案第1号	令和7年度会務報告	1
議案第2号	令和7年度事業報告	2
議案第3号	令和7年度収支決算報告	3~4
議案第4号	令和7年度監査報告	5
議案第5号	令和8年度事業計画(案)	6
議案第6号	令和8年度会計予算(案)	7
議案第7号	役員改選(案)	8
議案第8号	規約の一部改訂(案)	9
(参 考)	街路灯組合格約・規程・電力料金等	10~16
(参 考)	令和7年度役員名簿	17~18

9. 新旧役員挨拶
10. 議長退任挨拶
11. 業務連絡
12. 閉会のことば

令和7年度

感謝状(功労表彰)贈呈者

(10年表彰者)

浦 嶋 隆 様 (花川南第三支部)

(5年表彰者)

長 南 論 様 (紅南支部)

蔵 野 道 明 様 (花川南第五支部)

(表彰規程第2条並びに第3条による)

令和7年度 会務報告

年月日	会議名	開催場所
(令和7年) 6月17日	第1回総務会	ニューあかしや会館
7月29日	第1回理事会	花川中央会館
9月16日	第2回総務会	南3条会館
10月14日	第2回理事会	睦美会館
10月28日	中間監査	ニューあかしや会館
12月12日	忘年会	ノースウインド
(令和8年) 3月17日	第3総務会	コスモス会館
4月2日	最終監査	ニューあかしや会館
4月16日	第4総務会	花川中央会館
4月28日	第3回理事会	花川南第2会館
5月23日	令和8年度定期総会	コスモス会館

令和7年度 事業報告

1. データベースの整備・管理方法の見直し
 - (1)街路灯のLED器具の故障対応、組合ポールの破損等に対応するためデータベースの整備・管理方法の見直しを図った。
 - (2)各支部ごとの電柱番号、設置年月日等のデータベースを整備。
・各支部の協力による北電柱、NTT柱、組合ポールの実地調査。
 - (3)街路灯組合の資産である組合ポールの資産台帳作成。
 - (4)ゼンリン地図（令和6年度版）をもとに街路灯配置図を更新。

2. 街路灯用ポール更改
 - ・今年度14基更改。これにより、107基すべて更改完了。

3. 業務改善の実施
 - ・業務改善の一環として、LED器具・組合ポール取替等の発注業務及び明細書・請求書についてデジタル化を実施し、業務の効率化を図った。

街路灯管理集計表（支部別）

令和8年3月現在

支部名	設置数			
	北電柱	NTT柱	ポール	合計
第1	195	9	25	229
第2	225	17	4	246
第3	170	7	12	189
第4	151	6	10	167
第5	201	4	11	216
第6	119	12	4	135
紅南	112	10	4	126
Nあかしや	111	4	5	120
南	165	3	10	178
睦美	171	4	1	176
栄	293	16	11	320
グリーン	0	0	10	10
合計	1913	92	107	2112

議案第3号

令和7年度 収支決算報告書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増・減	摘要
前期繰越金	6,009,820	6,009,820		
石狩市補助金	5,000,000	4,749,527	-250,473	1月～4月1,228,211 5月～8月1,591,799 9月～12月1,929,517
組合費	12,000,000	11,861,710	-138,290	別記のとおり
雑収入	7,000	17,101	10,101	利息(信金)16,862 出資配当金(信金)239
収入合計	23,016,820	22,638,158	-378,662	

(支出の部)

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増・減	摘要
電気料金	6,400,000	7,080,012	680,012	北海道電力7,080,012
修理費	5,000,000	2,280,850	-2,719,150	一條電気(LED・灯具移設)2,280,850
新設費	300,000	0	-300,000	
会議費	230,000	255,229	25,229	定期総会119,687 会館使用料13,400 忘年会92,060 飲物他5,582 臨時総務会24,500
事務費	70,000	38,623	-31,377	コピー用紙、プリンターインク、封筒、コピー代、 ファイル他
旅費通信費	20,000	20,580	580	郵便料(切手)6,600、ゆうパック7,700、郵送料6,280
調査費	15,000	0	-15,000	新設及び現況調査
支部費	2,500,000	2,546,100	46,100	組合費徴収業務委託料2,472,300 令和6年度未払金73,800
連絡行動費	708,000	681,000	-27,000	役員連絡行動費671,000 第6町内会副支部長6年度費10,000
保険料	60,000	0	-60,000	施設(管理者)賠償責任保険
広報費	100,000	88,770	-11,230	総会議案書88,770
特別会計繰入	1,000,000	3,500,000	2,500,000	運営準備金繰入(定期)3,500,000
雑費	100,000	59,460	-40,540	功労者表状(5名)50,000 両替手数料880 支部費払込手数料8,580
予備費	0	0	0	
収入合計	16,503,000	16,550,624	47,624	

収入決算額 22,638,158 円

支出決算額 16,550,624 円

差引残高 6,087,534 円(令和8年度へ繰越)

【内 訳】

現金 32,714 円

預金(北海道信金) 6,054,820 円

合計 6,087,534 円

(街灯費収入の内訳)

(単位:円)

支部名	R6実績額	R7実績額	増減額	入金比率
花川南第1	1,150,920	1,204,000	53,080	104.6%
花川南第2	1,454,520	1,457,640	3,120	100.2%
花川南第3	994,800	1,019,400	24,600	102.5%
花川南第4	810,840	806,160	-4,680	99.4%
花川南第5	1,369,470	1,319,440	-50,030	96.3%
花川南第6	749,520	754,920	5,400	100.7%
花川南陸美	1,104,480	1,071,360	-33,120	97.0%
花川南	1,156,080	1,166,990	10,910	100.9%
花川南栄	1,601,400	1,584,600	-16,800	99.0%
紅 南	626,400	630,360	3,960	100.6%
ニューあかしや	732,360	734,520	2,160	100.3%
グリーンコート団地	112,320	112,320	0	100.0%
合 計	11,863,110	11,861,710	-1,400	100.5%

(差引残高の内訳)

令和8年3月31日

(単位:円)

項 目	R6実績額	R7実績額	備 考
現 金	75,096	32,714	
普通預金	5,934,694	6,054,820	
合 計	6,009,790	6,087,534	

(電力料金等調整基金積立の内訳)

令和8年3月31日

(単位:円)

項 目	R6実績額	R7実績額	備 考
積立金	2,993,948	2,999,250	利息5,302(北海信用金庫)
合 計	2,993,948	2,999,250	

(特別会計の内訳)

令和8年3月31日

(単位:円)

項 目	R6実績額	R7実績額	備 考
運営準備金	14,818,756	18,342,576	利息23,820(北海道用金庫) 一般会計より繰入金3,500,000
出資金	10,000	10,000	北海道信用金庫
合 計	14,828,756	18,352,576	


会計監査報告

令和7年度期末会計収支決算内容について、関連帳簿並びに証拠書等綿密に監査した結果、その記録及び現金・預貯金の取扱い等、適正に処理されており決算内容と相違ないことを認めます。

令和8年4月2日

花川南街路灯組合

監事 加藤英紀 

監事 林 知己 

令和8年度 事業計画（案）

明るい住みよいまちづくりを推進するため、各支部の実情を勘案し、街路灯の適正な配置を図り、照度の平均化を目指す。

その為に次の事業を行う。

1. 今後の故障発生・修理費用予測の検討をし事業を行う。

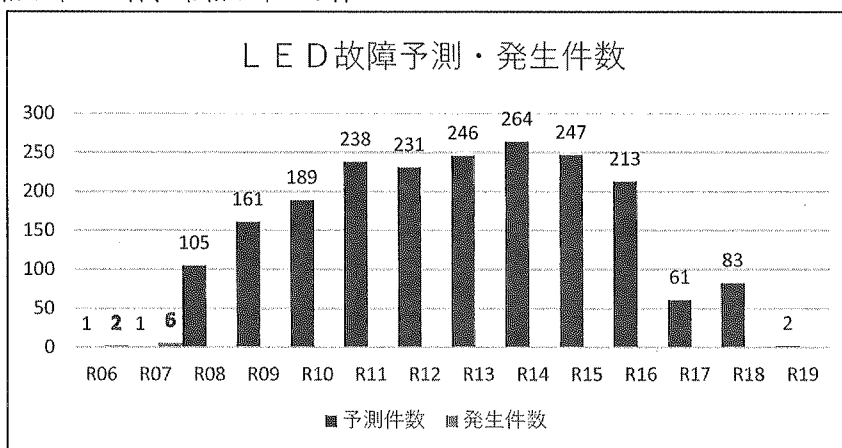
(1) LED器具の故障予測・発生件数（令和8年4月1日現在）

①前提条件

- ・耐用年数：15年
- ・LED器具：かがつうLED防犯灯

②発生件数

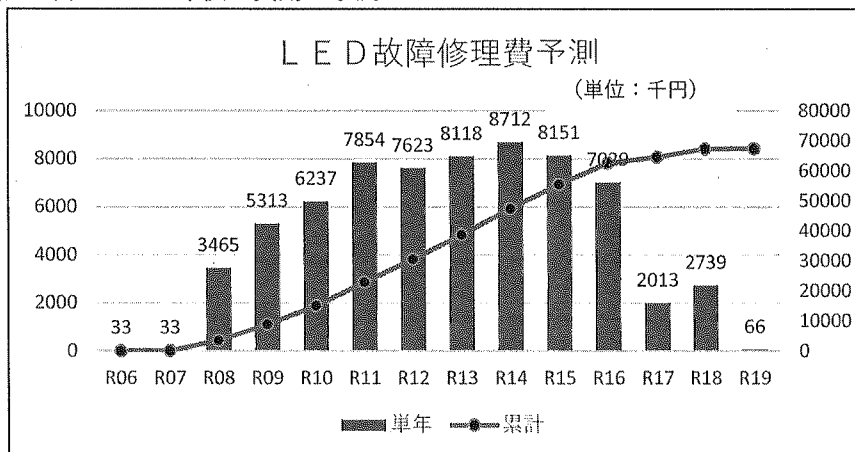
- ・令和6年：1件、令和7年：6件



【考察】 令和8年（105件）から増加し、令和14年（264件）をピークに令和17年（61件）から減少する。

(2) 故障修理費予測の検討

- ・上記1項をもとに今後の費用を予測



【考察】 故障発生件数の傾向に伴い、修理費用も令和14年（8,712,000円）をピークに令和17年（2,013,000円）から減少する。

2. 組合ボールの点検

- ・冬季期間の除雪等で損傷・傾きの調査（各支部毎）

議案第6号

令和8年度 収支予算(案)

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

項 目	R7決算額	R8予算額	内 容
前期繰越金	6,009,820	6,087,534	
石狩市補助金	4,749,527	5,000,000	第1期～第3期
組合費	11,861,710	12,000,000	1 2 支部
雑収入	17,101	20,000	利息(信金)・出資配当金利息(信金)
収入合計	22,638,158	23,107,534	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	R7決算額	R8予算額	内 容
電気料金	7,080,012	8,000,000	北海道電力
修理費	2,280,850	3,500,000	一條電気(LED・灯具等)
新設費	0	800,000	
会議費	255,229	300,000	定期総会・会館使用料・忘年会等
事務費	38,623	50,000	コピー用紙・プリンター・コピー料等
旅費通信費	20,580	25,000	郵便料(ゆうパック・切手他)
調査費	0	15,000	新設及び現況調査
支部費	2,546,100	2,500,000	組合費徴収業務委託料(1 2 支部)
連絡行動費	681,000	700,000	役員連絡行動費
広報費	88,770	100,000	総会議案書・広報(照南)等
特別会計繰入	3,500,000	1,500,000	運営準備金繰入
慶弔費	0	50,000	功労者表彰・ご香料
雑 費	59,460	50,000	両替手数料・払込手数料等
予備費	0	5,517,534	
合 計	16,550,624	23,107,534	
差引残高	6,087,534	0	

令和8年度 役員改選(案)

役職名	氏名	住所	電話番号	所属支部
理事長	水野 和憲	花川南4条3丁目118	73-0890	花川南第1
副理事長	伊島 宏泰	花川南1条6丁目126	72-1003	ニューあかしや
事務局長	伊藤 好美	花川南1条4丁目166	75-6775	花川南第6
事務局次長	二階堂 重智	花川南8条3丁目103	090-1641-7523	花川南睦美
事業部長	蔵野 道明	花川南2条4丁目93	73-6363	花川南第5
会計部長	海老 靖	花川南7条4丁目223	73-2153	花川南睦美

監事	加藤 英紀	花川南2条4丁目262	090-7853-2223	花川南第5
監事	林 知己	花川南1条6丁目182	74-3914	ニューあかしや

規約の一部改訂（案）

改正前	改正後
<p>第8条 役員の選出</p> <p>1～3 変更なし</p> <p>4. 町内会長の推薦のもとで理事・支部長・<u>副支部長</u>は各支部にて選出し理事長が委嘱する。</p> <p>5～6 変更なし</p>	<p>第8条 役員の選出</p> <p>1～3 変更なし</p> <p>4. 町内会長の推薦のもとで理事・支部長は各支部にて選出し理事長が委嘱する。</p> <p><u>なお、副支部長は各支部の必要性に応じて選出し同じく理事長が委嘱する。</u></p> <p>5～6 変更なし</p>

花川南街路灯組合規約

第1章 総 則

- 第1条 この組合の名称を、石狩市花川南街路灯組合と言い、事務所を適正な箇所に置く。
- 第2条 この組合は、石狩市花川南地区及び賛同する住民の町内会組織で構成し、区内の街路を明るく、住みよい環境づくりをすることを目的とする。
- 第3条 この組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 街路を明るく、住みよい環境整備をするための活動
 2. 街路灯の設備及び維持管理に必要な活動
 3. 犯罪及び交通事故並びに不慮の災害に備える活動
 4. そのた目的達成に必要な活動
- 第4条 この組合に次の帳簿を備える。
1. 会計に必要な帳簿と書類及び証拠書類
 2. その他必要な書類
- 第5条 この組合は事業の遂行のため町内会毎に支部を設ける。
1. この組合支部は事業遂行のため次のことを行う。
 - (1) 支部は街路灯の灯りを享受する住民への理解促進に努め、住民より定期的街路灯費を徴収し速やかに収める。
ただし、特別な理由の場合、理事会で決定の上、直接組合に支払うことができる。
 - (2) 支部は街路灯費の徴収簿を保管し、組合の要請があったときは提出しなければならない。

第2章 役員

- 第6条 この会に次の役員をおく。
- (1) 理事長1名 (2) 副理事長1名 (3) 事務局長1名 (4) 事務局次長 若干名 (5) 事業部長1名 (6) 会計部長1名 (7) 理事 構成支部数 (8) 支部長・副支部長 それぞれ構成支部数 (9) 代表監事1名 (10) 監事1名
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 理事長は組合を代表し、組合の業務を掌握する。
 2. 副理事長は、理事長並びに会計部長を補佐し、理事長又は会計部長事故あるときは、これを代理または代行する。
 3. 事務局長は、組合の事務を担当する。
 4. 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長が事故あるときはこれを代行する。
 5. 事業部長は、故障・修理・新設の企画調整等事業の推進に当たる。
 6. 会計部長は、組合の会計事務を担当する。

7. 理事は、組合運営の推進および連絡調整にあたる。
8. 正・副支部長は、各支部の実態を把握し、施設の調査と連絡に当たる。
9. 監事は組合の事業及び会計事務を監査する。

第8条 役員の選出

1. 理事長及び監事は立候補、推薦により総会にて選出する。
2. 代表幹事は監事会において決する。
3. 総務会役員は理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
4. 町内会長の推薦のもとで理事・支部長・副支部長は各支部にて選出し理事長が委嘱する。
なお、副支部長は各支部の必要性に応じて選出し同じく理事長が委嘱する。
5. 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。
6. 欠員により補選された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

第9条 会議は1. 総会、2. 役員会、3. 理事会、4. 総務会、5. 監事会とする。

1から4の会議は理事長が招集する。

5は監事会の代表が招集する。

また、理事会及び監事会が統括機能を失墜した時、監事会は組合を代表し総会を招集できるものとする。

第10条 組合の機関決定は次の通りとする。

1. 最高議決機関としての総会は会計年度末後60日以内に開催し、規約の改正・事業・予算・役員改選その他重要事項を審議する。但し必要に応じ臨時総会の開催を妨げない。
総会の構成は役員及び支部代議員とする。
2. 役員会は期中に於ける重要案件についての議決機関とし、第6条の役員を以て構成する。
3. 理事会は第6条(1)から(7)までの役員で構成し、事業推進の協議を行う。
4. 監事会は第6条(9)(10)により構成し、組合の健全なる運営について協議する。
5. 監事会は理事会に同席し、意見を述べる事が出来るものとする
但し賛否に加わる事は出来ない。
6. 総務会は第6条(1)から(6)までの役員で構成し、業務執行上必要に応じて開催する。

第11条 会議は構成員の過半数(総会は委任状を含む)で成立し、その決議は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

第12条 組合運営上必要に応じ、相談役を置くことができる。

第4章 会計

第13条 この組合の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 この組合の経費は規約5条に定める住民から徴収する街路灯費・寄付金及び石狩市の助成金とその他の収入をもって充てる。

第5章 細則

第15条 この組合の運営上、必要に応じ別に細則を定めることができる。

(付則)

この規約は昭和52年1月1日より施行する。

昭和57年4月1日より改定

昭和59年4月8日より改定

平成元年5月14日一部改正

平成4年4月26日一部改正

平成5年4月27日一部改正

平成10年4月26日一部改正

平成17年4月23日一部改正

平成21年4月25日一部改正

平成22年4月24日一部改正

令和 6年5月25日一部改正

令和 7年5月24日一部改正

令和 8年5月23日一部改正

花川南街路灯組合規程

代議員規程

第1条 総会代議員の総数は次の様に定める。

支部代議員は、支部数300戸まで1名とし、301戸より500戸まで2名、501戸から800戸まで3名、801戸以上は5名とする。

第2条 支部選出役員は支部戸数100戸以内のときは理事のみを選出する。

街路灯費規程

第3条 街路灯費は、各戸月額120円とする。

第4条 各支部は組合運営を円滑するため、下記の各期毎に納入期日を厳守する。

第一期 4月～ 6月（3ヶ月） 7月10日までに会計へ納入する。

第二期 7月～10月（3ヶ月） 10月10日までに会計に納入する。

第三期 10月～12月（3ヶ月） 1月10日までに会計に納入する。

第四期 1月～ 3月（3ヶ月） 年度経理上納入を3月10日までとする。

第5条 各期の中で6ヶ月、1年分と納入された分はその都度納入する。

表彰規程

第6条 この規定は、本組合発展に寄与した功労にたいする表彰について定める。

第7条 表彰は第9条の要件に従い、総務会において決定しこれを行う。

第8条 次の項に該当するときは、個人・団体を問わず表彰することができる。

但し、相談役は表彰の対象外とする。

- ① 組合役員として5年毎に組織運営を通じ功労顕著な者
- ② 本組合または地域の事業の推進と発展・助長に寄与し、この功績が特に大であると認められた個人または団体
- ③ その他、総務会において必要と認めた者

第9条 第8条の要件中2項以上に該当するときは、そのいずれかの項により表彰する。
本表彰に当たっては、定期総会において表彰状及び記念品贈呈して行うものとする。
記念品は次の通りする。

5年 5,000円、10年 10,000円、以下頭打ち 10,000円を贈呈して行うものとする。
相談役は表彰の対象外とする。

慶弔規程

第10条 この規程は、本組合役員にかかわる慶弔慰金について定める。

第11条 役員 of 慰事にあたり、敬意をあらわす必要が生じた場合は第13条による。

第12条 役員 of 逝去については10,000円を、同居配偶者の逝去については5,000円の香料を送る。

献花については、その功労者に対し総務会で十分協議し適切に措置する。

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は総務会で措置する。

役員報酬及びその他手当支給規程

第14条 規約第6条に定める役員の報酬の年額は次の通りとする。

第15条 報酬には役員手当及び個人所有マイカー使用料・電話料等を含む。

但し、市外地への出張に係る手当については、総務会で慎重に協議の上、決めることが出来る。

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 理事長 | 70,000円 | 2. 副理事長 | 35,000円 |
| 3. 事務局長 | 45,000円 | 4. 事務局次長 | 25,000円 |
| 5. 事業部長 | 70,000円 | 6. 会計部長 | 65,000円 |
| 7. 理事 | 13,000円 | 8. 支部長 | 12,000円 |
| 9. 副支部長 | 10,000円 | 10. 代表監事 | 30,000円 |
| 11. 監事 | 15,000円 | | |

書類の保管責任者及び保存期間、保管場所規程

第16条 本会の運営に関する書類の保管責任者及び保管期間、保管場所はそれぞれ次の通りとする。

書 類	保存期間	保管場所	備 考
規約・規程	永久	理事長宅	
総会議案書（暦年）	永久	理事長宅	
組合印（兼銀行員）	永久	理事長宅	
預金通帳	5年	会計部長宅	
証憑書類	5年	会計部長宅	請求書等も含む
財産管理台帳	永久	事業部長	
役員会等の会議資料	3年	事務局長	
補助金に関する申請書	3年	会計部長宅	
行政機関への届け出書類	5年	事業・会計部長	
会員・役員名簿	5年	事務局長	
会員への回覧書類	3年	事務局長	
他団体・行政からの書類	3年	理事長宅	

監査規程

第17条 監査は中間監査及び決算監査の年2回とする。

第18条 業務監査に当たっては事業の進捗状況・契約行為の確認などに重きをおき、
会計監査にあたっては決算の整合性とそれに関する憑諸書類を以て確認する。

この規程の決定及び運用の解釈

第19条 この規程の新設及び改廃については理事会の過半数を得て決定する。

但し、この細目に変更があった場合は、直近の総会に報告しなければならない。

第20条 規程の運用に疑義が生じた場合は、理事会に協議し解決するものとする。

(付則) この規程は令和7年5月24日から施工する。

(覚書)電力料金等調整基金設立

(目 的)

電力会社の電気料金は、燃料の変動による料金乗率制が平成 20 年度から制定されており、毎年変動いたします。昨年(21 年の春は 1.2 倍)街路灯の財源が緊迫した一因ともなっております。このような状況の中で、当組合として急に組合費の値上も困難であり、また一時借入等の措置をとることも不可能ですので、支払いが滞った場合、最悪な状況として街路灯の電気がストップされ暗闇の市街地となってしまう事態も危惧されます。

当管理地域の今後の人口減少なども考慮した場合、中・長期的には組合費の値上げを検討して行かなければなりませんし、その前に組織内の無駄の見直しや経費削減は急務と考えます。

年度予算で電力料金及び修理費の予算余剰金を別途積立てておくことで、乗率がアップした場合の対応が可能と考え急場に対応可能な対策として「電力料金等調整基金」を設立します。

(条 件)

1. 積立金の原資は電力料金及び修理費の予算余剰金内で積立てる。
2. 積立金の用途は乗率のアップ分に充てる。
(基金積み立て限度額 800 万円を上限とする。)
3. 積立金の使途は、今後更新が生じる器具の内、省電力器具(LED 等それらに順じるもの)の交換に要する費用に充てる。

(注 1) 基金設立が総会決議に基づき総務会において執行する。

(注 2) 乗率が 1.1 になった場合、年間電気料金は約 100 万円アップします。

(注 3) 平成 22 年末度、本基金準備金(130 万円)を(仮称)積立金として予算計上。

(注 4) 基金は特別会計にて管理運営する。

(改 正)

1. 令和 4 年 5 月 19 日基金積み立て上限額 800 万円を上限とする。
第二期省エネ灯具更新事業費積立を目的とし、限度額 800 万円を上限とする。
2. 令和 5 年度 4 月 22 日基金積み立て上限額の改定
第二期省エネ灯具更新事業費積立を目的とし、積立て限度額を撤廃する。

役員名簿

役職名	氏名	住所	電話番号	所属支部	その他
理事長	水野 和憲	花川南4条3丁目118	080-3233-9566	第 1	会 長
副理事長					
事務局長	伊藤 好美	花川南1条4丁目166	090-9759-2367	第6	副会長
事務局次長	伊島 宏泰	花川南1条6丁目126 FAX72-1003	090-1309-6483	nあかしや	会 長
事務局次長	二階堂 重智	花川南8条3丁目103	090-1641-7523	睦美	副会長
事業部長	蔵野 道明	花川南2条4丁目93	090-7052-1301	第 5	会 長
会計部長	海老 靖	花川南7条4丁目223	090-6696-0634	睦美	連町会計部長

監事(代表)	加藤 英紀	花川南2条4丁目262	090-7583-2223	第 5	交通防犯部長
監事	林 知己	花川南1条6丁目182	090-1521-9433	nあかしや	副会長

理事	星野 司	花川南4条3丁目84	080-1882-6253	第 1	副会長
理事	山中 克生	花川南5条4丁目83	090-3111-8063	第 2	事務局長
理事	浦嶋 隆	花川南8条1丁目22	090-5953-0853	第 3	会 長
理事	熊谷 公平	花川南1条1丁目256	090-3398-9196	第 4	事務局長
理事	宮下 博人	花川南2条4丁目155	080-3232-7558	第 5	事務局長
理事	長原 徳治	花川南1条3丁目157	090-8278-7043	第 6	会 長
理事	玄野 展	花川北1条5丁目191	090-6693-2636	紅南	会 長
理事	馬渡 晴好	花川南1条6丁目107	090-7054-0164	nあかしや	副会長
理事	稲葉 昭夫	花川南5条1丁目246	090-1303-6710	南	会 長
理事	竹内 健一	花川南7条4丁目186	090-9430-3414	睦美	会 長
理事	大西 孝則	花川南10条3丁目104-3	090-2872-7233	栄	会 長
理事	酒田 康寿	花川南6条1丁目11-1 D-204	090-2815-9137	グリーンコート 花川団地会	会 長

支部長・副支部長名簿

支部名	役職名	氏名	住所	電話番号	R6年度申告 戸数/会計	班数
第 1	支部長	三浦 澄男	花川南4条3丁目99-1	76-1775	530	32
	副支部長				東城 恵子	
第 2	支部長	熊田 義晴	花川南6条5丁目152	080-2865- 6428	990	51
	副支部長				山本 雅宣	
第 3	支部長	吉川 邦夫	花川南7条2丁目29	73-9588	758	36
	副支部長	山根 恭子	花川南8条1丁目144	73-9217	相内志郎	
第 4	支部長	田中 嘉孝	花川南1条1丁目161	73-1162	498	39
	副支部長				岡崎 義勝	
第 5	支部長	大原 久仁子	花川南2条3丁目219	73-5475	950	60
	副支部長				成田 和幸	
第 6	支部長	高橋 美恵子	花川南1条5丁目199	73-7232	528	36
	副支部長	工藤 俊明	花川南1条4丁目	73-2473	成田 一彦	
紅 南	支部長	北 博	花川北1条5丁目67	74-9578	400	27
	副支部長	長南 論	花川北1条4丁目98	74-0984	増本 弘次	
nあかしや	支部長	坂本 武	花川南2条6丁目187	090-2076 -0805	517	43
	副支部長	清水野 忠	花川南2条6丁目249	090-9519 -1495	伊島 宏泰	
南	支部長	高松 民雄	花川南6条2丁目12	73-8201	800	36
	副支部長				若山 朝幸	
睦 美	支部長	二階堂 重智	花川南8条3丁目103	72-7770	770	41
	副支部長				海老 靖	
栄	支部長	小張 保雄	花川南10条2丁目204	090-2877 -7302	1080	77
	副支部長	和泉 節子	花川南9条2丁目235	090-4876- 7879	横山 健次	
グリーンコート 花川団地会	支部長	酒田 康寿	花川南6条1丁目11-1-D204	090-2815 -9137	74	13
	副支部長	岡田 裕子	花川南6条1丁目11-1-A30	090-6442- 9467	岡田 裕子	

